

補助金Q&A集

Q	中心市街地とは何ですか？
A	茨木市中心市街地活性化基本計画に定められている、JR茨木駅から阪急茨木市駅周辺地域です。具体的な指定地域についてはお問い合わせください。
Q	エアコンや備品類は補助の対象になりますか？
A	エアコンは天井に埋め込み式のものであれば対象になります。壁掛け式は補助の対象にはなりません。また、建物に附属しない備品（机やイス等）は補助対象外です。
Q	補助対象経費50万円以上というのは、消費税等を含んだ額ですか？
A	いいえ。工事費全体から消費税を除いた金額のうち、補助の対象となる経費が50万円以上である場合に申請が可能です。また、別途職員による審査がございます。
Q	確定申告をしていなくても申請できますか？
A	できません。申請時の必要書類ですので、必ず確定申告をしたうえで、直近の年度の確定申告書を提出してください。
Q	工事が予定よりも遅れ、年度内（3/31）までに終わる見込みがありません。それでも補助を受けることができますか？
A	受けられません。必ず年度内に工事を完了させ、実績報告を行っていただく必要があります。スケジュールには十分ご注意ください。
Q	工事費は同額ですが、工事業者が変更になりました。書類の修正は必要ですか？
A	必要です。交付決定の有無にかかわらず、工事の着工日までに再度書類の確認が必要になります。もし工事業者や工事内容の変更を伝達せず、実績報告書類を提出した場合、補助対象経費が変更になり、場合によっては補助金の支払い額が減少する可能性があります。工事着工前、業者が変更になるとわかった時点で速やかに市までご報告ください。
Q	現在、茨木市では事業を行っていませんが、申請できますか？
A	申請可能です。納税証明はお住まいの自治体発行のものを提出してください。
Q	中心市街地内での移転、商店街から別の商店街に移転するような場合でも申請できますか？
A	申請できません。商店街外・中心市街地外から対象地域に移転する場合は可能です。

茨木市小売店舗改築(改装)事業 チャレンジ応援事業



商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、
店舗の改築（改装）工事をされる方に補助金を交付します。

1 対象事業

チャレンジ応援事業	
中心市街地または商店街において、飲食店・小売業での新店出店（2号店オープン）、新規分野進出（今の事業を継続しながら新しい業種や業態で事業拡大）、業種・業態転換（今の事業を新たな業種・業態に変更）のために行う改築工事	

2 補助金の内容

店舗の改装に係る工事費	
内容	工事費の2分の1の金額を補助（消費税は対象外） 上限は50万円
備考	建物に付属しない備品類（イス、机など）は対象外 補助金の交付決定後に工事に着手し、年度末までに実績報告までの手続きを完了することが必要 補助対象経費が50万円以上の工事であること

3 対象者

下記の①～⑧全てにあてはまる方を対象とします。	
①	出店予定地域が商店街内または中心市街地である。
②	飲食店 または 小売業 での 新店出店、業種・業態転換、新規分野進出である。 ※「バー、キャバレー、ナイトクラブ」並びに「深夜酒類提供飲食店営業の届出の対象となる店舗」は除きます。
③	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する業務ではない。
④	この補助金を受けたことがない。もしくは前回の利用から10年以上経過している。
⑤	店舗面積が200㎡未満である。
⑥	市税を滞納していない。
⑦	現在営んでいる事業について確定申告を行っている。
⑧	その他市長が不適当と認める事業者でない。

4 注意事項

既に工事に着工されている場合は対象外です。	
下記の①～④に当てはまる場合は、補助金を交付できないことや、交付した補助金を返還していただくことがあります。	
①	補助要綱に違反したとき。
②	虚偽や不正により補助を受けたり受けようとしたとき。
③	市長の承認を受けずに事業計画を変更・中止したり、事業の遂行の見込みがないとき。
④	その他市長が不適当と認めるとき。

市中小企業経営アドバイザーとの面談

曜日	
月・金（週1回）	①午前10時～ ②午後1時～ ③午後3時～ 最大2時間程度
※1回目に面談したアドバイザーが、2回目以降も担当になります。	

【お問い合わせ先】

茨木市 産業環境部 商工労政課（茨木市駅前三丁目8番13号）
電話：072-620-1620 FAX：072-627-0289
E-mail：sykorosei@city.ibaraki.lg.jp

アドバイザーとの面談予約をする時や
ご質問・ご相談など、お気軽にお電話ください!!



手続きの流れ

